

国土審議会土地政策分科会企画部会
第7回低・未利用地対策検討小委員会

平成18年6月27日(火)

【中村土地利用調整課長】 それでは定刻となりましたので、ただいまから第7回目の低・未利用地対策検討小委員会を開催させていただきます。最初にお手元に配付の資料の確認でございますけれども、議事次第、座席表、委員名簿、それから資料が資料番号の1から4までということと、封筒の中には前回の小委員会の議事録が入っております。もし何か欠けているようなこと等ございましたら、事務局にお申し付けいただければと思います。

それではこれからは委員長に議事進行をお願いいたします。

【柳沢委員長】 おはようございます。それでは今日も前回に引き続きまして、中間取りまとめについて議論をいただくわけですが、前回の先生方のご指摘を踏まえて、全面的に踏まえていただけたかどうかわかりませんが、踏まえて、何か所か修正をされているようですので、修正点を重点にご説明をいただきたいと思います。

【中村土地利用調整課長】 それではご説明いたしたいと思います。今、委員長からございましたように、前回の小委員会で初めて、中間取りまとめの案をごらんいただき、ご議論いただきまして、さまざまな観点からご意見等をいただいたところでございます。事務局といたしましては、いただきましたご意見を踏まえたものにするという方針で修正作業を行わせていただきましたけれども、前回の小委員会でも当方からなかなか明示しにくいというようなことを申し上げた点も含めて、一部反映されていないものもございますことも、まずお断りさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、資料は4種類ございますけれども、このうち資料2の「中間取りまとめ(案)」を中心に、修正箇所をなるべく順に追いながらご説明したいと思います。その際、資料4という横長のちょっと薄っぺらい紙が、前回の小委員会における主なご意見等とそれを踏まえた修正箇所や内容を一覧表にしたものでございますので、必要に応じてごらんになっていただきたいと思います。それから今回初めて提示いたしました資料3、参考資料という資料編でございますけれども、その説明も一部いたしたいと思っています。

それでは資料2の3ページをお開きいただきたいと思います。修正箇所にはアンダーラ

インを引いてございます。ここは第1章の部分でございます。利用されずに放置されている土地の現状とその背景というものを地域別に見てきている部分でございますけれども、前回農村部の空き家も問題ではないか、その辺の記述が欠けているというご指摘がございましたので、この「農地・農村」の中で右下のほうですが「また」というところ、アンダーラインが引いてありますように、記述を追加させていただいております。

それから、資料3をちょっとごらんいただきたいと思います。この資料自身はこれまでこの小委員会ですべてとして土地・水資源局から紹介いたしました資料、ヒアリングをいたしまして、それぞれの団体から出されたものは入れておりませんが、そういった資料を中間取りまとめのストーリーの順にできるだけたくさん並べたものがございます。幾つか新たに追加したものもございますので、そこを中心に適宜説明したいと思いますけれども、その一つが25ページでございます。25ページ、これは第1章で問題事例を幾つか紹介してございますけれども、それを地図といいますか図面の上に落としてみたものがございます。新たに追加したものでございます。

それでまたもとの資料に戻っていただきまして、5ページをごらんいただきたいと思えます。ここは「利用されずに放置されている土地の問題」という部分でございますけれども、ここの記述がちょっと薄っぺらじゃないかというご指摘がございました。そこで、コラムも含めて充実をさせていただきました。

まず(1)というところで「本来的な土地利用に関する問題」という表題で、商業機能とか農業生産力が低下しますということだけを記述しておりましたけれども、これに土地に対する投資が無駄になる問題ということを追加いたしまして、「国民経済的な観点から大きく損失を生じる」ということを指摘しております。

それから次に(2)というところですが、前回の案では環境の悪化とか犯罪の誘発、中山間地域等における火災の発生について簡単に触れていたという状況でしたけれども、問題項目ごとに丁寧に説明をするという方針で臨んでおります。6ページをお開きいただきますと、上のほうで①という項目「防犯面での不安の増大」という項目を起こしまして、国土交通省が2005年に行いましたアンケート結果から、空き地とか空き家の増加に対しまして、多くの国民が防犯面で不安を抱いているということをご記述しております。

それから②としまして、「生活環境の悪化」という項目を立てまして、これも同じく国土交通省のアンケート調査結果から国民の意識を紹介しています。コラムも新たに設けました。ページをめくっていただきまして、7ページでは「災害の発生」という項目を立てて

おります。市街地における空き家の放置と火災等との関係を、新たに記述として追加いたしますとともに、水田の耕作放棄と地すべりの関係について、農林水産省の「食料・農業・農村白書」からの抜粋ではございますけれども、コラムを設けて少し丁寧に説明をするということといたしました。

それから、低・未利用地の問題は国土全体の資源管理という視点もあるのではないかと
いうご意見もございましたので、この7ページの(3)という部分ですけれども、「国土の
資源保全上の問題」という項目を新しく設けました。これまで国土保全機能と一緒に
説明していましたが、これを別に分けて詳しく書くことによりまして、国土の資源を適切
に保全していく上で、低・未利用地の発生は問題があるということを明記しています。後
ほど出てくるところの布石としても、ここに書いておこうかなということでも新たに設けた
ものでございます。

ページをめくっていただきまして8ページをごらんいただきたいと思います。以上で1
章は終わります、第2章です。ここでは(2)の「新たな利用主体の登場」というところ
で、NPOとか団塊の世代について書いているけれども、減るほうの話、農家数の減少
等についても触れるべきではないかといったようなご指摘がありましたので、そういった
内容を追加いたしますとともに、残された(1)と(3)が少し貧弱になるということも
ありまして、いずれも少し記述を充実しております。

(1)の部分、「様々な問題の顕在化と今後の拡大懸念」というところでは、国土交通省
が2006年に行いました「土地問題に関する国民の意識調査」の調査結果から、人口と
か世帯数の減少によって想定される影響について、これはコラムの中にも書いてございま
すけれども、追加したということでございます。

それから(2)の部分、これは9ページにかけてでございますけれども、農業や林業に
係る担い手の減少について、数字を含めて記述しております。それから9ページの下の方
から10ページにかけてでございますけれども、「国民意識の変化」という項目で書いて
ありますけれども、10ページで新しくコラムを設け、国土交通省それから愛知県が関連
の調査をしておりますので、国土交通省の調査では街並みとか景観の向上・保全への関心
があるのかなのかということ、それから愛知県の調査では低・未利用地の活用に当たっ
て望ましい施設ということで、公園とか公開空き地、ボランティア活動等のまちづくりの
拠点、こういうところが上位に挙がっているということを追加して記述をしたこと
でございます。

それで、今ご説明しました（２）の新たな利用主体の登場の関係で、また、横長の資料 3 をごらんいただきたいと思いますが、32 ページでございます。これは資料 3 をつくっていきまして抜けていたなということで追加をしたものでございますが、NPO 関係の資料を 2 枚追加をいたしました。32 ページは NPO 法人の累積承認数がだんだん増えていまいすということと、どういう分野の活動が多いかということです。低・未利用地というのはないんですけども、いろいろな観点から関係してくると思います。社会教育とかまちづくり、子どもの健全育成とか学術文化とかです。環境の保全もありますけれども。そういうのが上位に挙がっているということでございます。それから次の 33 ページですけれども、これも平成 15 年度に国土交通省が実施したアンケート調査結果ですけれども、「多様な主体による地域づくり」の重要性に対する意識が高まっているということで、NPO に対する期待が大きいということがわかります。

また、資料 2 に戻っていただきたいと思いますが、10 ページでございます。2 の「土地利用と低・未利用地の考え方」という部分でございます。この部分に関しましては前回の小委員会におきまして「利用」とか「低・未利用地」についていろいろなご意見がございました。例えば容積率を有効に利用していない土地は低・未利用地ととらえることもできる、駐車場も低・未利用地であるかもしれないといったようなご発言とか、土地に対するニーズが刻々と変化する中で狭小敷地等のニーズを満たさない低・未利用地が発生してくるのはやむを得ない面があり、都市再生機構の事例のように低・未利用地を積極的に転換するつなぎ役が重要といったようなご指摘がございました。

そこで次の 11 ページからなんですが、（２）の「低・未利用地の考え方」という表題で始まりますけれども、この部分において幾つか文言を追加し、また文章を追加いたしております。まず、11 ページの下の方の①の部分からですけれども、アンダーラインを引いてある箇所が何か所かありますが、「利用されずに放置されている土地」という言葉の前に「長期間にわたり」という言葉を追加しております。これは非常に短期のものはそれほど問題にすべきものではないという感じを出すためでございますし、10 ページの下から 5 行目にも実は「長期間にわたり」という文言が入っていたこととの平仄をとろうということでございます。

それからページをめくっていただきまして 12 ページをごらんいただきたいと思いますが、大分アンダーライン引いてございますけれども、15 行ほど文章を追加しております。固まりが 2 つございますけれども、最初の固まりの部分、こちらは低・未利用地の判断は前

のほうで「利用」を幾つか言っていますけれども、どの利用を念頭に置くかによって変わってくるという判断の相対性を明記しております。その際、国土全体の資源管理という視点があるというご意見、最初のほうでも少し修正いたしておりますが、そういうご指摘を踏まえまして、粗放的な管理も利用であることを強調する形も併せてとっております。

次の固まりの部分は、特に都市中心部等を念頭に、土地利用の転換を視野に入れて低・未利用地かどうかを判断すべき場合もあるということを追加して記述しております。

それから12ページ残りの部分ですけれども、低・未利用地の問題は時間的なスパンをどう考えるかによって変わってくるというご指摘がございましたので、「土地利用の様々な姿」に「将来的な諸条件の変化を踏まえた」という文言を追加することによりましてニュアンスを出そうとしております。

以上で第2章は終わりました、次に14ページ、第3章でございます。第3章全体に関係するご意見といたしまして、中間取りまとめで紹介してある取組事例を一覧表みたいなものにできないでしょうかということがございました。そこで資料3の34ページをちょっとごらんいただきたいと思います。何度も飛んでいただいて申しわけございませんけれども、34ページ、これは横軸に地域の類型、それから縦軸に利用目的等を取りまして、紹介した事例を一覧表にしたものでございます。もっと事例を探してくればあいてるなあというところも埋まってくると思いますけれども、今回の事例を並べるとこういう感じになるということでございます。ただ、つくっていて思ったのは、林地・森林の部分は切り口がちょっと違っているので入れづらかったというか、ほんとうかなあとと思われる部分をちょっと無理くりに入れている部分もございますけれども、1つの表で整理するとこんな形も考えられるということでございます。

それから、同じ横長の資料の43ページをごらんいただきたいと思います。先ほど問題事例で同じような地図がございましたけれども、絵の上を取組事例を、全部載せると50何個もあるもんですからごちゃごちゃになるので、幾つか載せてみるとこんな感じかなというものを、これも初めてつくったということでございます。

それではまた資料2に戻っていただきたいと思いますが、17ページまで飛んでいただきたいと思います。ここは都市についてずっと述べているんですけれども、その取組事例のうち2番目の項目の「基盤整備による土地利用の円滑化」というものに分類したものを掲げてある部分です。東京赤坂の都市再生機構による取組につきまして、低・未利用地を積極的に転換するつなぎ役の重要性について少し言葉を足したということでございます。

次に18ページをごらんいただきたいと思います。前回取組を促進する税制についてご発言がありましたが、制度論としては現在ちょっと書ける状況にありませんので、事例の中でできるだけ言及できるものは拾い出したいということで探しましたが、兵庫県尼崎市の不均一課税の記述で若干言葉を足したということでございます。

それからページを飛んでいただきまして、20ページをごらんいただきたいと思います。右のほうのコラムで「経済産業省が補助」というふうに追加してあります。これは紹介してある取組に必要なお金とか財源をどうやって確保しているかを明示してほしいということがございましたので、紹介できるものについてはできるだけコラムの中で明記するというので、幾つかのコラムの文章を修正してございます。

次の21ページの上のほうの「廃校の自然体験施設としての利用」の部分もそうですし、23ページの「宮前ガーデニング倶楽部」の取組につきまして修正してあるのも同じ関係です。ほかにも幾つかありますけれども、そういうところを何か所か直しているということでございます。

それからページを飛んでいただきまして、26ページをお開きいただきたいと思います。都市が終わりまして、今度は農地に係る取組が続いていくわけです。農地に係る取組は6つの観点から紹介してございますけれども、取組主体に着目した柱立て、28ページの(3)で「多様な主体の参入による農業展開」という表題になっています。それと取組目的に着目した柱立て、例えば30ページの「レクリエーションの場としての利用」ということで、切り方が少し違うんじゃないか、混在しているというご指摘がございました。

実はこの(1)から(3)まで、6つあるうちの最初の3つは本来的な利用に関する取組、それから後ろ3つ、(4)から(6)までは多様な利用に関する取組というふうに並べてありますので、取組目的という意味ではある意味整理されているかと思っておりますけれども、(3)で「多様な主体」という文言が登場しているのでちょっとおかしいなという感じがするのだと思います。いろいろ考えたんですけども、なかなかいい表現が思い浮かばなかったもので、前回のままにさせていただきます。

次に33ページをごらんいただきたいと思います。33ページ、一番最初にご説明しました農村部の空き家の問題というご意見の関連といたしまして、兵庫県の多自然居住の施策の中で、空き家の活用による交流拠点施設の整備の支援とか、旧八千代町の大和地区で「空き屋・分譲地見学」ということを実施しておりますので、今まで明記していませんでしたが、今回明記することにしました。

34ページでございます。農地の最後の部分として「自然環境の保全・創出」を図っている取組を（6）の部分で紹介しておりますけれども、冒頭出てきました資源管理の問題ととらえると、農地の粗放管理のような取組が重要であるといったようなご意見、それから水田は環境の面からも価値が大きくてウェットランドとしての意義が大きいというご指摘がございましたので、34ページの右のほうでございますけれども、「農地の果たす多面的機能に係る認識の深まり」という文言を追加いたしますとともに、ページをめくっていただきまして2つの事例を新たに追加いたしました。1つは右上のコラムでございますように水田の湛水によりまして地下水のかん養を図っております取組です。熊本県熊本市と熊本市の企業が補助金を出して、農家が湛水するのに必要なお金を補助しているということでございます。

それから左下のコラムですけれども、二毛作をやっているけれども、作付が行われていない冬に意図的に水田に水を張ることによりまして、生き物の豊かな環境の創出を図っております、宮城県登米市の取組です。「ふゆみずたんぼ」と言っているそうですけれども、この取組について紹介をするということにいたしました。

以上で農地は終わりでございます。林地・森林の関係でございますが、36ページから始まりますけれども、少し紹介事例が少ないんじゃないか、神奈川県での公的管理のような優良な取組もありますよというご意見を踏まえまして、37ページをお開きいただきたいと思います。1997年から行われております水源の森林づくり事業について記述することにいたしました。コラムの中にもありますように国のお金とか県の一般会計もありますけれども、水道事業の負担金、それから個人とか企業からの寄付金を使いまして、補助もしますけれども県としても取得をするということで、2004年度までに6,224ヘクタールについてそういう取組をしているということでございます。以上で森林も終わり、それから自然環境も特段なく、第3章の部分は終わりでございます。

48ページまで飛んでいただきます。第4章、最後の章の部分でございます。基本的な考え方と対応方向でございますけれども、前回のご議論の中で土地の集約化などについても強調すべきではないかといったようなご意見がありましたし、この中間取りまとめのベースはまずは利用しなさいということなのかといったようなご質問がありまして、まあそういうことかというお答えをしたかと思っております。これらを踏まえまして48ページの上のほうで線を引いてありますが、「それぞれの分野の課題を踏まえた施策の検討が進められている」と書き加えまして、都市とか農地とかの分野ごとの施策は、第一義的にはそれ

それぞれの分野を担当する部局で適切に対応してもらいたいというニュアンスを強調しております。それから真ん中からちょっと下のほうですけれども、「当面、最低限の改善を図っていくということを前提に」ということを加えることによりまして、中間取りまとめの第4章の守備範囲を明確にしたということでございます。

また、今回の取りまとめが、省庁横断的な提言であることを明示してはどうかというご意見もございましたので、同じくこの下から7行目あたりからそのような趣旨の文章を加えております。省庁、地方公共団体だけでなく、団体にも呼びかけるという格好にしてございます。

次に、48ページ下のほうですけれども、(1)の表題は、これまで「所有と利用の分離」でございましたが、前回、「新たな土地利用概念の構築」というくくりの中で「所有と利用の分離」というのは特段新しい概念でもないもので、書きぶりをちょっと工夫すべきじゃないかというご指摘がございましたので、表題を変えますとともに、文章につきましても直しました。所有と利用の分離という考え方が新たな考え方であるという感じを薄くいたしまして、所有者以外の者による利用の促進をますます重視していく必要性というものを強調するものに修正いたしております。50ページの上までそういう修正でございます。

次に50ページの「公益性の重視」の部分でございますけれども、このページは特に直してありませんが、次の51ページをごらんいただきたいと思えます。何度目かの登場になるわけですが、農地の粗放管理のような取組の重要性についてのご指摘を踏まえまして、上のほうでございますけれども、「国土の資源を適切に保全していく観点からは、土地の利用の一形態として、粗放管理を選択肢として考えていくことも重要」という文を追加いたしております。

それからページをめくっていただきまして52ページでございます。2つございます。まずここは「地域コミュニティを中心とした多様な主体による活用・管理」について記述をしている部分でございますけれども、NPO法人の制度があるという記述を従来しておりましたが、農業サイドで土地改良区とか農用地利用改善団体のような先駆的な取組もあるので、そういうことも紹介してはどうかということがございました。そこで本文中に土地改良区の仕組みについて言及いたしますとともに、右上にコラムを設けまして、そのような土地改良区が地元の市それから地域住民とアダプト協定を結びまして、水路等の維持管理を一緒になって行っている岩手県の事例を一つ紹介いたしました。制度もあるんですけれども、さらに取組が一步前進しているというものをご紹介するという形をとりました。

それからこのページの2つ目の修正なのですが、後に「連携」の関係でイメージ図を紹介していたんですけども、この地域コミュニティによる活用・管理というのは一つ重要なポイントだろう、後ろにイメージ図があってここがないとこっちが目立たないので、イメージ図を入れてはどうかということで、左下のようなイメージ図をつくってみました。これはNPO法人「KAO（カオ）の会」の取組を参考に、少し一般的に、固有名詞も外してつくってみたものでございます。

次にページを1枚飛んでいただきまして、54ページです。54ページから「情報の共有・活用」について始まります。イングランドのNLUDを紹介して、我が国においても似たような取組をすべきだということを指摘した部分でございすけれども、データベースが構築できれば、他省庁とか地方公共団体も活用できるということを明記したほうがよいというご意見がございましたので、次の55ページの上のほうに「このような取組は」ということでその旨書かせていただいております。それからこの情報の関係では衛星モニタリングのお話もございましたけれども、まだ具体的な手法については検討途上ですので、ちょうど真ん中辺ですけども、「モニタリングの手法を含め」という文言を追加させていただきます。

次に57ページでございす。ここは「行政における連携の強化」についていろいろ書いてある部分ですけども、前回市町村段階では土地利用に関する計画がさまざま縦割りになっている、協議会のようなものの設置について明記してはどうかというご意見がございましたので、ちょうど右下のほうですけども「このような関係部局による連絡システムの構築の検討を進めることも有効であろう」という文をつけ加えさせていただきます。

ページをめくっていただきまして58ページです。先ほど地域コミュニティのところで新しいイメージ図をつくって載せておりますけれども、そちらをつくりましたところ、これまでここに掲げていましたネットワークのイメージ図が少し簡単なものを感じられましたのと、ここで言っている連携の全体像をあらわしたものになっていなかったなという反省のもとに、新しいものにつくり変えております。水色の楕円が1つの土地とか地域、どっちになるか場合によって変わってきますけれども、そういうところにおける取組をあらわしております。一番左側の水色の楕円の形のほかにいろいろなタイプがあるということで、とりあえず3つほど楕円をつくっておりますし、線を引いて関係者はつながり合っているということを示しております。分野連携ということで水色間がつながっているという

こととさせていただきます。

それから次の59ページにかけて「コーディネーターの活用促進」ということについて書いてあります。前回の小委員会でNPOの人的資源の確保ということについてお話がありまして、その場では人件費補助のようなことも書けないかということもありましたけれども、そこはなかなか困難でありますので、少し真正面ではありませんが、NPO法人の中心人物を想定いたしまして、そのようなコーディネーターといろいろな専門家のつながり、ネットワークの構築について指摘するというところで、上のほうに加えてあります。たしかNPO法人のヒアリングの際に、ビオトープを再生する取組に当たって、当該NPO法人に生物とか昆虫とかそういう専門家がいなくて、そのような専門家と連携することが重要だというお話があったかと思っておりますけれども、そういうのを参考にここをつけ加えたということとさせていただきます。

それから61ページをお開きいただきたいと思っております。ここは下のほうで、「土地利用方針の明確化」という部分でございますけれども、低・未利用地問題を考える上で狭い地域の視点と、より広域的な視点との調整が必要というようなご指摘とか、都道府県レベルの計画は市町村から出てきた多様な価値観にブレーキをかけているという実態がありますといったご指摘もございましたので、この61ページの下の方で都道府県の土地利用基本計画の策定に当たって、市町村の土地利用方針を明らかにする土地利用計画と調整を図ることの必要性について記述を追加しております。

62ページが一番最後でございますけれども、一番最後のところにアンダーラインが4行ほど引いてあります。市町村合併によりまして、市町村の周辺部の土地利用に対する関心が薄まっていることに対して、土地利用計画は一つの解決策になるんじゃないかというご指摘がございましたので、「土地利用計画は地域を見つめ直すことに資するものになる」旨の記述をここで加えさせていただいたということとさせていただきます。以上で修正点のご説明を終わらせていただきます。

【柳沢委員長】 はい。ありがとうございました。それでは今日でこの中間報告についての議論は一応終了という予定ですので、皆さん言い残しのないように、宿題でもよろしいですし、それからご感想ということでもいいですし、あるいはこのでき上がったものの後の活用の仕方というような観点でも結構ですので。どうしましょうか、一言ずつ。今日は鷺谷先生のほうから一言ずつご発言いただくということにしたいと思います。

【鷺谷委員】 いろいろ修正していただいて私にとってはとてもわかりやすくなりまし

た。ちょっとマイナーなことにつけ足すような形なんですけれども、まず35ページのこのあたりに大分書き込んでいただいたのはとてもありがたく思っています。それで、「ふゆみずたんぼ」が行われているというところの後に、もしできれば、また近隣の蕪栗沼では、そのような取り組みが行われている周辺の田んぼ地帯が沼とともにラムサール湿地に登録されたという画期的な事例もある。田んぼがラムサール湿地として国際的にも認められたという例があるんですね。それが伊豆沼・内沼の近く、何キロくらい離れているかわかりませんが、蕪栗沼という沼がラムサール湿地に登録されるときに田んぼも一緒に登録されたんです。なので、それというのは田んぼがウエットランドとして国際的にも認められたということでもありますので、ちょっと一言事例を加えればいい。「行われている」の後に一言、先ほど言った文言でも、もうちょっと簡単に下さってもいいと思うんですが、加えていただくともっとインパクトがあるのではないかと思います。

それからもう一つ非常にマイナーなことなんですけれども、52ページで左下のイメージ図というのが比較的一般性のあるものとして書き直されたということなんですけれども、その一般性を考えると何か「地元企業」とかというような言葉も、「地元自治会商店会」ってありますね、それと対等ぐらいで地元企業というものもあるんじゃないかと思います。こういう連携の取り組みに企業が参加することというのは、最近比較的多くなってきているんじゃないかと思うんです。まちづくりみたいなことになるかわかりませんが、自然環境の関連で谷津田などを再生する取り組みでNECがかなり重要な役割を果たしているとか、地元の方たちやNGOとともにですね。そういうのもあるので、「地元」という言葉は要らないかもしれないですけども、企業の役割というのも最近では目立つようになってきているように思いますので、一言入れてもいいんじゃないかと思います。以上です。

【柳沢委員長】 何かありますか？

【中村土地利用調整課長】 最初のラムサール条約の関係は、田んぼまでというのは私どもも把握していませんでした。出だしのところでラムサールと書いてあるんですけども……。

【鷺谷委員】 書いてあるんですけども、そうですね。

【中村土地利用調整課長】 ちょっと書きぶりを考えます。

【鷺谷委員】 伊豆沼や内沼がしばらく前からラムサール湿地だったんですけども、去年その蕪栗沼がラムサール湿地に登録される時にふゆみずたんぼの取り組みをしている周辺水田も含めてラムサール湿地になったということで、これは国際的に見てもかなり注

目すべき動きだと思いますので、これの例を出すんだったら一言つけ加えたほうがインパクトがあるように思います。

【中村土地利用調整課長】 52ページのほうは先ほど申し上げましたように、KAOの会をベースにし、そこに企業が出てこなかったのが、企業が登場していません。ネットワーク構築のところで企業が出ていますので、こちらに出ていてもおかしくないと思いますので、追加をしたいと思います。

【柳沢委員長】 はい、ありがとうございます。それでは村木先生。

【村木委員】 私は、55ページのところで、上のほうですけれどもアンダーラインが引いてある、「このような取組は」というところで関係省庁や地方公共団体、いろいろなどころの土地利用の施策を考えるに当たってデータベースの構築が非常に役に立つということなんですけれども、これ、よくよく考えてみますと確かに公共団体もしくはほかの官庁の役には立つこととプラス、新たな低・未利用地の活用の可能性を考えるという観点では、この前のところに出てきている例えばNPOであったり、例えばもしかしたら民間企業がいろいろな土地を集約化して、新たなビジネスを考えるということに活用することもできるのではないかなと思いましたので、その点についてももしもつけ加えることを考えてはどうかという感じが今日の全体の話をお伺いしながら思いました。

それとあともう一つなんです、58ページのところにネットワーク構築のイメージがあって、これ非常にわかりやすいと思ったんですけれども、この図を見ながらもう一つ思ったのが、例えばイギリスでタウンセンターの中心市街地活性化等をやっておりますと必ず町の中にコーディネーターがいて、その方が地方行政や土地所有者とビジネスをやっている方たちのコーディネートをしてくるので、1つの丸がイギリスだと1つの町のタウンセンターというふうに考えることができるんですけれども、そのコーディネーター同士をつなぐプラットフォームの中で、困った課題やこれから先のことを議論しつつよりよい町の活性化等を考える仕組み、つまり課題問題を討議するプラットフォームのようなものというのが存在するんですね。そうするとこれはもしかしたらネットワーク全体の外側にも一つ、そういうものの共有というプラットフォームが存在するのか、またはコーディネーター同士の意見の共有というのがその次のページに出てくるネットワークという意味なのかもしれませんけれども、プラットフォームという考え方はこのイメージ図の中に、もしかしたら外側にもう1つ大きな丸があるのかもしれませんけれども、記入されると、より後ろのご説明がわかりやすくなるのではないのかなという感じがいたしました。以上です。

【柳沢委員長】 ありがとうございました。

【中村土地利用調整課長】 まず最初にご指摘がありました情報の共有・提供の関係な
んですけれども、今、村木委員のほうから言われたことは、54ページで、必要性を述べ
るときに、実は多様な主体の所有者以外の者の参入とか多様な者の参入ということでNP
Oとか団塊の世代の人々をはじめとして、呼び込むことが期待できると書いてあります。

【村木委員】 あ、ここに書いてあるんですね。わかりました。

【中村土地利用調整課長】 それから後者の方はちょっとこの中ではプラットホームと
いうことを明確に出していないんで、どうするかということなんですけれども、当然コー
ディネーター間の連携といいますか、いうことはあり得ると思いますので、その辺は絵に
あらわせるかなという感じはいたしておりますけれども。

【日尾野土地・水資源局次長】 あの、ちょっとこのイメージ図をつくるに当たってで
すね、実はその一つのプラットホームみたいなもので囲まなかったという理由だけをひと
つ言わせていただきますと、実は今まで各市町村といいますか官制のもの、いわゆるネッ
トワークづくりというのがあるわけですね、そうすると一つの形で決めてこれしかない
というふうになってきて、その硬直性が実は我々問題ではないかというふうに思っております。
つまりプラットホームも実は多様で縦横斜めこうなっているはずなんですけど、絵にか
くとどうも単純にそれしかない引っ張られるんじゃないかという危惧がございまして、
少し弾力的な絵にならないかということでこんな絵にさせていただいたということです。
おっしゃっていることはわからないわけではない、十分わかっているつもりなんですけど。

【柳沢委員長】 それはまあ後で少し研究をして、まとめの段階でまた処理をいたした
いと思います。それでは土屋先生お願いします。

【土屋委員】 まずは全体の感想ですけれども、前のバージョンと比べるとかなりいろ
いろなところに改善がみられて、非常に読みやすくなったし、資料的価値も上がったと思
いますし、主張もはっきりしたと思いますので評価したいと思います。それで初めに簡単
な語句の問題なのですが、8ページの一番下の(2)というところありますね。下線部が
引いてあるところですが、「農地の主な担い手」と「森林の担い手」という言い方がありま
す。「農業の担い手」とか「林業の担い手」というのはあるのですけれども、ここで適当な
のは農地「管理」の担い手、森林「管理」の担い手ではないでしょうか。見解の相違があ
るかも知れませんが、私は読んだとき違和感があったので「管理」を入れたらいいのかな
という気がしました。

それからもう一点、同じように語句の問題で57ページです。前回、私も少し意見を言わせていただいたところが改善されたと思うんですが、一番最後のところの下線部が引いてあるところなのですが、これは意識的にやられたのかなという気もするのですが、関係部局による「連絡」になっています。表題は「連携の強化」なんですが、これは何か深い意味があるのでしょうか。(笑)「携」のほうが一般的でいいように思うんですけれども。

それからもう少し内容に踏み込んだ話で、皆さん話題にされているネットワークに関連した58ページの図のところ、それから52ページの図、これ両方とも非常にわかりやすくなったと思うのですが、これももしかして私だけの感覚的な問題なのかもしれないのですが、「ボランティア」という言葉が使われていますね。52ページにボランティアという丸がありますし、それから58ページの「ボランティア等の参画希望者」というのがあります。ここでイメージされているのがどういうことなのかということなのですが、つまり例えばKAOの例のようにそのコーディネーター自体がNPOである場合もあるけれども、例えば外部のNPOが協力もしくは参画するという場合もいろいろ出てくると思うんですね。その場合、NPOとボランティアというのは同じなのかなという疑問がちょっとあります。ボランティアというのは例えば個々の市民が、住民がこういうところに加わっていく、何かそこで活動をするというのもある意味でボランティアなわけで、それと一つの法人格を持っているNPO法人が、組織として参加するというのはちょっと意味合いが違うような気がしていて、ここではボランティアというのはどういう意味で使われているのかというのを確認をしたいというのが最後の質問です。

【中村土地利用調整課長】 3つございましたが、最初に8ページ。確かに言葉が少し変だと思います。普通は「業」の担い手なんで、農業なり林業とするのがいいのかなと思います。

【土屋委員】 例えば林業はもうほとんどやっていない場合があって、だけど森林所有はしている、管理はしているという場合があると思うのです。なりわいなのか、もうちょっと広い管理なのか、ご検討いただきたい。

【日尾野土地・水資源局次長】 特に森林の場合は森林組合の問題がありますが検討させていただきます。

【中村土地利用調整課長】 それから連携システムか、連絡システムかということですが、情報が頭にあったものですから「連絡」と書いたのですが、特段それ以上の意味はありませんので、表題と合わせるという意味では「連携」システムでもかまわないかなと思

います。それから最後のご質問、NPO、ボランティアの関係ですが、ここでイメージしているのはまさに個人的なボランティアに参加する人々です。確かにNPO自身も組織体として昔からボランティア団体とNPOとどう違うんだというような議論もありましたけれども、重なっている部分あると思いますが、ここで強く意識したのは個人的な、作業に参加する人という意味でのボランティアということ意識しています。

【土屋委員】 そうするといわゆるNPOというのは、ここには特に入れなくてもいいというご判断ですか。

【中村土地利用調整課長】 例えば……。

【土屋委員】 全部の場合にでなくて、ある場合には追加になるという……。

【中村土地利用調整課長】 このイメージ図でNPOと書いていないということでございますか。

【土屋委員】 直接的にはそういうことです。(笑)

【中村土地利用調整課長】 そうですね、確かに。そこは確かにNPOという文言が抜けているんだと思います。

【土屋委員】 入れるかどうかご検討いただきたい……。

【中村土地利用調整課長】 ここで言っているボランティアは個人という意識しかありませんので、単語としてのNPOは確かに欠落していると思いますので、直さないといけないですね。

【柳沢委員長】 それはさっきの企業の話と一緒にご検討ください。よろしいですか。じゃあ亘理先生。

【亘理委員】 まず資料2で言いますと9ページですけれども、伝統的な農地とか林業の担い手について書き加えていただいたということで、この点は大変ありがたいんですけども、同時に他方NPOとの関係なんですけれども、今回この資料3のほうで新たな資料をつけ加えていただいて、NPOのいわば役割が増大してきているということなんですけど、ただご指摘されたとおり必ずしもこの報告書が意図している農地とか森林管理とかまちづくりということと、一般的なNPOの非常に発展してきている状況を示すような分類の仕方が対応はしていないわけなんです。

ですから非常にいい資料なんですけれども、必ずしもこの報告書を支える資料として100%適合的じゃないという面もあるかと思うんですが。ただひとつこの報告書自体からうかがえる参考になるようなこととして、例えばこの報告書の2のほうの52ページで先ほ

どの名前が出ましたKAOの会をモデルにしたイメージ図などからも分かりますように、たしかこのKAOの会というのはもともとは地元の福祉と申しますか、社会福祉をいわば増進するという目的の活動だったと思うんですね。こちらのほうは従来のNPOの一般的な分類の基準にむしろ対応したNPO活動をしているわけですが、いわばそういう農地管理とか森林管理に直接目的にしているわけではないけれども、しかしほかの社会福祉とかあるいは中越地震との関係で見ますと、ああいった災害復旧とかあるいは安全確保とかという、そういうほかの目的を持って設立されたり活動しているNPOとか非営利法人が、実はこういった森林とか農地の関係とかあるいは地域振興などに非常に重要な役割を果たしているという、そういうことがうかがえるのではないかと思います。ですので、その辺をちょっと、こういった国土管理を直接目的としたようなものではないNPOが、実は地域コミュニティにおけるいろいろな主体と協力活動を経てそういった国土管理とか農地管理、森林管理、まちづくりに貢献しているんだということを一言つけ加えると説得力が増すのではないかと、そういう印象を持ちました。

これが1点目ですが、もう一つは報告資料の2のほうの11ページからでありまして、この辺は非常に「利用」の概念と申しますか、あるいは利用ということの多様性というのを補足説明をされたことによって、特に12ページの前半の部分ですが、非常に説得力が増したのではないかと思います、とてもありがたいというふうに思います。と同時にこの同じ資料の48ページのIVの1の(1)で始まる「所有者以外の利用の促進」というところですね、この点も48ページから49ページにかけてあるところ、ここに書いてあるとおりのことであるというふうに思うわけですが、特に49ページの3行目からの「しかしながら」という部分がこのとおりのことなのですが、ただちょっと議論としてかなり大上段な議論をしているところがあって、これだけだと何となく危ういといえますか、読み方によっては、人によってはあまり説得力を感じない人も出てくるかなという気もしないでもないわけですね。

これは当然前提にした上でこの報告書全体の基調から言うと、例えば農地とか林業の担い手が非常に不足をしてきて深刻な問題になっているとか、あるいは国民の意識として環境保全とか自然保護への関心が高まっていて、しかもNPOとか地域ネットワークの役割というのは非常に重要になっているんだということを言っているわけですから、その点をちょっともう一回簡単に結構ですから思い出すと申しますか、喚起することによって、そういったことを状況に考えるならば、多様な主体による利用というのが重視する必要がある

るんだということで、所有者だけによる利用に固執してはならないというところがかなり説得力を持ってくるのではないかと思いましたが、この点も、多少この報告書全体の基調をもう一回踏まえて補足をしたほうがよろしいのではないかという印象を持ちました。以上です。

【柳沢委員長】 ではご意見でよろしいですね。

【中村土地利用調整課長】 ええ。

【柳沢委員長】 わかりました。それでは岸井先生お願いします。

【岸井委員】 全体を見渡すと第4章がいわば結論に相当するパートのようにお見受けするんですが、48ページ以降になるわけですが、前回もちょっとお話したようなことが幾つか、その前のところにはかなり加えていただいて感謝いたしますが、最後の48ページ以降のところでは何か2つできたらどこかで言えないかなあと思っていることがあります。

1つは48ページから49ページにかけて、これ「土地利用概念の構築」という中に入っているのでここに書くべきかどうかというのは迷うんですが、「所有者以外の利用の促進」というそういう項目立てを立てていらして、この後に出てくる「地域コミュニティを中心とした多様な主体による活用・管理」とかそういう方向に流れていくわけなんですけれども、土地所有者がそういう土地をゆだねることのインセンティブを何かどこかに書けないかと。公益的な利用が、公益性を重視した利用が必要だということもお書きになっているし、土地利用の概念としてはそういう暫定利用もあり得るんだということも言いながら、じゃあそれを具体的に、2番目からネットワークになるんですけども、2番目以降で今のようなことをどこかで読もうかなあと見て見ているんですが、なかなかちょっと読み取れないと。だからその土地所有者がどう使っているかわからない方も、地域にはおそろくいらっしゃる。ただ地域のために使ってもらったらいいなと思っている方もいらっしゃる。できれば税金ぐらいそれでまかなえれば非常にウエルカムだという方もいらっしゃると思いますので、何かその低・未利用地の所有者がそういう活動に対してより積極的に土地をうまく活用していただけるという、ゆだねるような仕組みのインセンティブを何かどこかで言えないかなあとというのが1点目であります。

それから2点目はこれは56ページぐらいから関係者間の連携というような話が出てきて、連携の強化というのが、これもネットワークの構築の一部ではあるんですが、出てきて、行政の連携だとか、コーディネーターというふうになるわけです。コーディネーターの役割が59ページに書いてありまして、地域資源の価値の見直しだとか、計画

の立案だとかそれからマッチング等々をやったらどうかとこう書いてあるんですが、前半のほうでつけ加えていただいた、一時期その土地を管理して集約化を図るとか、少し積極的な意味合いのコーディネーター役というのがもうちょっと出てこないかなと。ですから一たん土地を一時期、ここで「利用者と行政とのつなぎ」というところに入っているというふうに読めないこともないんですが、土地のマッチングをするときにはそういうふうな集約化というか、多少その土地をいじることも当然必要な場合があるわけで、前半のほうではそれを評価できるというふうに書き加えていただいたわけなんで、そういうことがコーディネーター役の一つの機能として、コーディネーターなのかちょっと迷うんですけども、そういう機能がどこかにあってもいいんじゃないかということが、後ろのほうでも読めるようにならないかという、その2点でございます。

【柳沢委員長】 やや問題提起的ですが、いかがでしょうか。前者のお話は所有者がそういう他者に利用をゆだねることに何かインセンティブが必要だということについてのコメントですが、その時必要性の議論と何か方法を少し書き込むのと両方あるんですか。必要性は多分書けそうな気がしますね。方法は何かアイデアがありますか。

【岸井委員】 途中でも出ていますが、多分税の話じゃないんじゃないかなあという気もするんですけどもね。ひとつはね。そこはなかなか書き込めないのかもわからんと思っはいるんですが、そういうことを何か施策として考えた方がいいということが、これは地方自治体の問題でもありますから……。

【柳沢委員長】 少なくとも必要性はやはりそうですね。

【岸井委員】 我々としては問題提起してもいいんじゃないかと。そういう志を持っている人は多分いるんだろうと思うんですよね。その土地を自分が持っているけれども、その土地をうまく使ってくれる人がちゃんと出てくれるならば、ゆだねてもいいと思っはいると。ただその使者を信用できるかどうかとか、貸したけど返ってこないんじゃないかとか。結局税金だけは払わなければいかなのかという話なんか考えた時に踏み切れないという方がもしいるとすれば、ぜひそのところはインセンティブになるようなものを何か用意できたらいいなという気持ちなんですけれどもね。

【柳沢委員長】 この点についてはどうですか。

【日尾野土地・水資源局次長】 多分に今、岸井先生がおっしゃったことの一つの対応としては、全部マッチングしているとは思いませんけれども、54ページに書いてあります事例である愛知県の「空きスペースバンク」ですね。結局自分の土地を持っていて、だ

れか使っている人たちがいるならば提供する用意があるよ、とこういうシステムをどうやって世の中につくっていくかというのが解決方法の一つだと思っているんです。それで、インセンティブの問題についていうと、なかなか正直何があるかというのは難しい議論もございまして、税の問題も単に税制全体のことも考えなければいかんものですから、私どもはすごく書きづらいという状況があるということです。

ですから後半の一部所有といいますか、一定の期間持っていればいいのかということになりますと、それは実はその間の財政問題、財政負担問題がございまして、その財政負担問題と実はその地域の再開発との絡みという整理になりますので、ちょっと私どもの土地利用だけかという観点から言うと、正直今のご時世の中で踏み込めるかということと残念ながらという感じなんですよ、正直。したがって前半の事実認識としてこういうことも役に立ってきていますよねということで、整理をさせていただいたというのが今回のこのレポートの整理でございまして、なかなかそこまでいくとちょっと土地・水資源局のレポートとしてはつらいかなという感じがございまして、それで実はさらっとは書いてありますけれども、関係各省の中でしっかりそれぞれやってねというのが1行、新たに書きましたよね。やはりそこは課題意識があるんですよと、自分たちのことをよく考えてやってくださいよというふうに、具体的ではありませんけれども、そういうつもりでさらっとしたものを入れたというつもりでございまして。

【柳沢委員長】 私が言うのもちょっと変なんですけれども、今の都市再生機構のような役回りというものの意味合いに近いことが前のほうに書いてありますね。今回はとにかく長期に残って何か使わなきゃいけないというものにさしあたりの絞ったという意味では、後ろではあまり書きにくいというのもわからんではないという感じがしますが、いかがでしょう。

【岸井委員】 まあ、この研究会が所管されている部局でできる話としては限界があるということは理解をするんですが、その必要性は言ってもいいんじゃないかというような気持ちはありますけれども。そういうことは必要なんじゃないかというのは言ってもいいんじゃないかと。それはここの範疇ではちょっと超えますねというのはそのとおりがわかりませんが。

【柳沢委員長】 宿題にしましょう。

【岸井委員】 ええ。ご検討いただければ。

【柳沢委員長】 ありがとうございます。それでは小田切先生お願いします。

【小田切委員】 私もほかの先生がおっしゃったように、形式的にもあるいは内容的にも大変素晴らしいものができたんだろうと思います。特に前回からの私どもの意見に対して真摯にご対応していただきまして、その点、心より感謝しております。逆に言えばほかの省庁にもこういうことをお願いできるんだというのがよくわかりまして、(笑)いい勉強になりました。

そういう意味で大きな変更点と言いましょうか、希望はありません。いずれもマイナーなところなんです、一つはコーディネーターのところ、先ほどさまざまな先生から出ておりますが、ここで細かい点3点ほど申し上げたいんですが、1つはコーディネーターに何か名称を与えるといいましようか、そういうことも考えていいのではないかなと思います。「土地利用コーディネーター」というのはあまりにも陳腐なんです、ただそういうことをやることのメリット、デメリットございまして、現場におけるコーディネーターは省庁を超えた非常に多面的な活動をしているわけですので、そういうふうな名称を勝手につけてしまうことはいわば省庁の縦割り型のコーディネーターになってしまうということなんです、ただそういうふうな名称を与えることによって支援がしやすくなるということはあるかと思えます。先ほども村木先生との間であったように、例えば〇〇コーディネーターの研修会をするなんてですね、あるいはそれに対して予算を出すなんていうそういうものの取り組みがしやすくなるということもありますので、このコーディネーターに何がしかの名称を書き込むなんていうこともお考えいただきたいと思えます。なお、我々農村制度下の地域マネジャーなんていう言葉も比較的積極的に使ったりしております。そういうことも含めてお考えいただきたいと思えます。

それからコーディネーターの、細かい点で恐縮なんです、2点目なんです、52ページに新しい図をつくっていただいてありがとうございます。この「専門家等」というのはコーディネーターのことだと思いますので、あえて今回「コーディネーター」という言葉も使っていただいておりますので、52ページの図の中には「(コーディネーター)」ということで書き込んでいただければ後ろとのつながりができるのではないかと思います。

それからコーディネーターにかかわる3番目なんです、今回のこの報告書ということではなくお聞きいただきたいんですが、先ほどもありましたようになかなかコーディネーターに対する人件費補助というのは難しいということだったんですが、若干かかわりを持っております「ふるさと財団」で実質的なコーディネーターに対する人件費支援のような、これ実質的ということで直接ではないんですが、そういう仕組みがあるということを知り

てまいりました。その点では省庁ということではなくいろいろな団体が知恵を出すことによってそういうふうな支援もでき得るという可能性があるんだろうと思いますので、その点のところは書き込む必要はありませんが、この報告書の背景に持っていただければというふうに思っています。

それから大きなもう1点、決して大きくはないんですが、中央省庁、各省庁の連携、総力を挙げてと言いましょか、そういう意味だということで、事例の中に経済産業省、農林水産省等々の名称を入れていただくということをやっていただきました。ただし私はどうなのかなというそんな思いがあります。確かにいろいろな省庁がそれぞれの取り組みに対して支援しているのは間違いなくて、それを事例の中に書き込むというのはそれはそれでいいのかもしれませんが、一方で県もおそらく支援をしているでしょうし、市町村も支援をしているでしょうし、そういう意味では中央省庁の事業だけ取り出して書き込むということがいいのか悪いのか、これは前回も出てきた議論ですのでむしろ柳沢委員長のご対応にお任せいたしますので、どのようなふうにしていいのかということはまたお考えいただければというふうに思っております。以上でございます。

【柳沢委員長】 はい、ありがとうございました。

【中村土地利用調整課長】 大体わかりましたけれども、先ほどの52ページのイメージ図のところで、確かにコーディネーターという言葉は出ていないんですが、多分コーディネーターが真ん中なんじゃないかという気がいたします。明示するとすればこの「地域コミュニティ」のところに入るんだと思います。

それから今、関係省庁の補助金の話が出ましたけれども、実は省庁の補助金というつもりで入れたんじゃないなくて、どういう財源かという観点で入れております。先ほどちょっと見ていただいたものが農水省と経産省の補助だったんで、そういう印象を持たれたんだと思うんですが、市町村が補助しているものもわかっているものはそういうふう書いていますし、それから自分たちの会費でやっているものは会費でやっているんですよということを、まさにお金がどこから来ているかということをあらわただけです。

【小田切委員】 今の点、よく了解いたしました。

【日尾野土地・水資源局次長】 先生、32ページの例えば宮城県の南三陸の事例では町の、町費の補助だと。それから次のページの33ページのコラム、多自然居住の兵庫の場合は③のところは県、市町村がそれぞれ補助という具合に、財源を書いているだけでございます。

【小田切委員】 わかりました。

【柳沢委員長】 はい、それでは有田先生お願いします。

【有田委員】 最後ということで細かいことも含めて要望や意見を申し上げたいと思います。粗放管理という概念を非常にご苦労いただいて書き込んでいただいたというふうに読ませていただきました。それに関してまず11ページなんですけれども、この(1)の②で土地利用のあり方の概念について、低・未利用地の利用のあり方の概念がア、イ、ウ、エとして整理されておるんですが、それでアは一般的なことで、イが多分多目的といえますかそういった使用に対する概念だろうと、ウについて環境、エコネットなんかにかかわることをお書きになったのかなという気がします。それでちょっと言葉を足していただきたいと思うのは、「自然植生の保全など空間が存在する」となっていますが、「保全などに必要な空間」といったような表現のほうがわかりやすいのかという気がいたします。

それからエに関してはちょっとこれは後で粗放管理を書き込んでいただいたこととも関係するんですけれども「支障を生じないよう」という文言の後に、例えば「また土地の本来機能を保全するために行う最低限の管理」といったような形で書き込めないかというふうに思いました。

同じようなところなんですけれども(2)の①でイが、上のイとウかな、がまとめられて書かれていますので、「利用を促すべき土地」と書いてありますが、「促進」あるいは「誘導」といったような表現の方が2つを丸めた表現としては合うのかなという気がいたします。

ちょっと今のところは細かいところですが、またウに関して言いますと、さっきのエの表現ともかかわるんですが、2行目で「地域全体としての適切な土地利用を維持する観点」と書いてありますが、「適切な土地資源の保全や土地利用を維持する」といったような表現にできないかなという気がいたします。

あと感想的なことですが、その後のアンダーラインを引かれたところの記述で、最初のセンテンスについては了解するんですけれども、後と②のところでは書かれていますことが、私の読んだ印象なんですけれども、ちょっともたもたしているような感じを受けました。むしろここで書きになりたいと思っていたこと、むしろ計画がベースになるのかわからないんですけれども、地域の土地管理というものがベースにあって、それに基づいた適切な調整というような論旨になるのかなというような印象で読ませていただきました。そう見るとちょっと私のとらえ方からいくと、少し理解がしにくかったというところがあります。

それに関連して5ページですが、(1)の3番目のパラグラフの「また、土地には」とい

うところですが、最後に「そのような投資が無駄になることとなる」というのは例えば圃場整備や土地区画整理事業に関しては多分こうだろうなというふうに読むんですが、例えば粗放管理における投資というものを考えた場合に、ちょっとそれさえ無駄になっちゃうというふうなことにならないかなという、ちょっとこれは杞憂的なところですよ。例えばそのような「無駄になる」というところを「好ましいことではない」くらいの表現でも意図は通じるのかなという気がいたしました。それがまず1点です。

それから2点目はちょっと今さらというふうにおっしゃられるかもしれませんが、28ページですが、(2)、(3)までが農業における対応というところでお話があったんですが、もう一つ気づいたのは島根県なんかでやられている耕作放棄された農地に牛を放牧するというこれをどうとらえるのかというのは、これは小田切さんのご意見にお聞きしたいんですけども、一つは異なる営農組織間の協働による土地利用というふうなところでとどめるのか、あるいは農法的な展開というふうにしてもう少し大きくとらえたほうがいいかちょっとわからないんですが、そういう事例も組み込めないのかなと。例えば耕作農家が管理できない土地を畜産農家がその草を食べる土地としてやることによって全体の農地資源が保全されるといったような試みがあるわけですが、この整理の中で入るのかどうかちょっと、そういう気がいたします。

あとはちょっと意見のようなことですが、43ページ「遊休土地制度」についての記述ですが、全体のトーンなんですけれども、制度ができて172件、これが立派に役立っているというふうに書かれているんですが、一般的な読み方だと、そんなにあってまだ172件なのという受けとめ方が一般的なんではないかと思うんですね。これをどういうのか、積極的に位置づけてもっと積極的に使っていくんだというんだったら、ちょっとこれは過大評価じゃないのかなと。これはこれとして使うんだということなのか、その辺のニュアンスがあるのかなという気がいたしました。

あと1点、ちょっと些細なことですが、50ページですが「公益性の重視（非経済的な利用）」となっていますが、公益性を重視することと非経済的な利用をすることは多分イコールではないんだろうという気がするんです。なぜそんなことを言うのかというと、ここに市民農園の例が出ていますが、市民農園というのは非常に多様な形態があって、ベースには農家がやったりする場合はやっぱりこれは経済的な行為なんだろうと思います。あえて「非経済的な利用」というふうに書く必要があるのかどうかというのがあります。大体以上です。

【柳沢委員長】 はい、ありがとうございます。たくさんご指摘をいただきました。後半のご指摘はともかくとして、前半のほうのお話は粗放管理というものをかなり意識して直してほしいというご注文だったと思うんですが、私などの理解では農地の粗放管理というのはやむを得ない措置ではないかという気がするんですけども、先ほどのご指摘はこれからはむしろそういうことを積極的に視野に入れて、やむを得ない措置よりはもうちょっと踏み出した価値観のようなニュアンスを受けたんですが、どうなのでしょう。先ほどの投資が無駄になるというところの粗放管理も視野に入れると……。

【有田委員】 そこまでだめだったよと言われてたら困るなというのが私の印象で、さっき言われたように粗放管理はいかんと、ともかくやっておくべきだという、それがおっしゃるように粗放管理というのは当面のやむを得ない措置としてとらざるを得ない側面はあるわけですね。

【柳沢委員長】 そういう認識のもとではいいんですね。粗放管理はやむを得ない措置だということでは……。

【有田委員】 はい、それはやはり問題は……。

【柳沢委員長】 わかりました。そういう前提でどうぞ。

【中村土地利用調整課長】 一番最初の投資が無駄になるという話は、粗放管理も一応管理というか利用の範疇に含めていますので、そういう意味ではこの無駄というのがきいてこない世界という論旨といえますか、ロジックになると思うんですね。だからちょっとそこまでセンシティブになる必要はないのかなと思います。全体を見れば粗放管理も利用の範疇ですよということにしてありますから、そういうところは無駄とは言えないということです。それから利用とか低・未利用のところの書きぶりの話につきましてはちょっと考えてみたいと思います。

それから12ページあたりのご指摘は、特に流れとして変だというところがあるんでしょうか。

【有田委員】 いやちょっと……。

【中村土地利用調整課長】 確かにもたもたしているというのは、最初原案をつくっている側としても、もうちょっと簡潔でもいいのかなという気もするんですが、ただ先ほども申しあげましたように、利用とか低・未利用というのがスパッと決まってこないというところがあります。それをこちらから攻め、あちらから攻め、こういうことも考えておかないといけないし、結局あるところがアプリアリに低・未利用地だ、利用地だというふ

うにわかるかというふうにはならないので、ああだこうだと書いてあるという印象を受けると思うんですが……。

【有田委員】　　なんか結局ここで読んでもわからないなあという話になっちゃうので、むしろそういう地域の土地利用の中の管理の中できっちり位置づけられることなんですよということを僕は強調すればいいのかなと思うんですね。何かあっちから見ればこうだ、こっちから見れば……。

【中村土地利用調整課長】　　そうですね、ただそれを最初にしてしまうと第4章の最後の部分がちょっと書けなくなってしまうという構造に実はなるわけでした……。

【柳沢委員長】　　見方によって違うというのは今回の対象外ですよと言っているのだと私は思いました。ちょっとまあ確かに読みにくいところはあるんですが。

【中村土地利用調整課長】　　ここでまず結論を出してしまうと4章の後半のところはちょっと要らなくなってしまうので。

【有田委員】　　何か概念がぐちゃぐちゃとなっちゃうというような感じがするんですね。

【柳沢委員長】　　いいですか。表現のレベルはまたちょっと……。

【中村土地利用調整課長】　　島根の粗放管理というか耕作放棄地での放牧というのは農的な利用しているということなんです。

【日尾野土地・水資源局次長】　　そうすると、例えば昔あったように鹿児島の水田地帯でみかんを植えていて取れなくなったやつをもう一度畑地化したとか、そういうやつと一体本質的に何が違うかという議論になりますんで、ちょっとなかなかこの中では使いにくいなという感じがしますね。まあかなり様子が違うことはわかっていますけれども。

【有田委員】　　ちょっと思い出の話をさせていただきたいんですけども。日本は長らく無畜農業だったんですね。農業の生産構造の中に畜産というものが入ってきていなかった。この牛で一たん一時期放牧をして、草を刈って、管理しておいて、ローテーションをして、地力が高まったところで畑作をつくるというような地域での土地利用ローテーションの中に畜産が入っていくとか、そのことによって管理できる面積が全体として広がるといようなことが、一つは構想してもできないかなというところがあるんです。それはまだおまえたちの作文の世界の話だと言われるとそれまでなんですけれども。

【小田切委員】　　よろしいですか。今の管理の点、確かに微妙な論点でしばしば棚田放牧事業なんていうふうに言われておりますが、島根、山口、宮崎などでたびたび行われて、その後全国的な広がりを見せております。それで、これを農業の本来的土地利用というふ

うにとらえて、そして確かに食料自給率の維持向上につながりますから、そういう意味では農水省サイドの仕事と言いましょか、考え方で、ここではとりわけ取り扱わなくてもいいだろうという考え方もあるだろうし、一方そうはいっても粗放的土地利用といわば本来的土地利用の中間を目指したようなものではないかという考え方もあるんだろうと思います。それでその点で言えば、やっぱり先ほどの有田先生がおっしゃったような12ページのところには「農地を草地にしたり」という表現でここに粗放的土地利用の一つの形態として一語入っているところがありますので、ある種の判断が皆様方のほうで、事務局サイドであったのかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

私は申し上げたように2つの立場があってどちらにとらえるのかということについてはむしろ棚田放牧地事業については粗放的土地利用の一つのタイプであるというとらえ方があったのではないかと。そういう意味では書き込まれているというのが私の理解したところなんです。

【日尾野土地・水資源局次長】 確かに例えばこの中の中間、地域の支援基金の話を記述しておりますし、ふゆみずたんぼの場合も別に田んぼとして使った後の水の利用という意味である意味では高度利用みたいな話ですから、全くそういうものが入っていないという概念は持っているわけではないんですけれども、悩ましいところではあるんです。ただどうも何となく私のイメージからいうと昔の、何て言いますか、私の農林省に入っている聞いていますと昔の蹄耕法とかああいうイメージがあるものですから、ちょっと違うかなという感じなんです。

例えば大分における林間放牧の試みとかそういうやつとか、そういうことを考えたときに、確かに棚田の放牧なんかもある程度起きているのはわかっていますけれども、ちょっと事例として取り上げるのはどうかなという感じもしないではないと。おっしゃっていることはわからないわけではありません。現実問題として事例としては中山間地域の人が農から農への実は有効利用だと書いてあるわけで、その一つのタイプではあることは否定はするつもりはありませんけれども。

【柳沢委員長】 一応今回の記述の対象にはなっていると……。

【日尾野土地・水資源局次長】 観念的には入っていると思います。

【柳沢委員長】 もうちょっとそれを詳しく書くかどうかということですね。ちょっとそれは事務的に検討させてください。それでは特にほかにご発言がありましたら、また。どうぞ。

【鷺谷委員】 最初だったので整理せずに発言したのでちょっと言い足りなかったことなんですけれども、企業にかかわるところなんです、企業が本業としてかかわることがここには取り入れられているように思うんですけれども、企業のCSR、社会貢献活動としてほかの主体と連携して公益に資する形で、所有している土地もしくは全く別の場所で土地管理に参加するようなことについてはまだ記述がないような気がするんですね。この58ページの「企業」というのもどちらかといえば本業でのかかわりで企業というのが入っているような感じがするんですけれども。もしご参考にされるのであれば、先ほどちょっと触れたNECの谷津田復元の取り組みというのがNECのホームページなどで見ることができますので、これにいい事例になり得るのかどうかはご判断だと思いますが、そういうことも一つの例ですけれども、いろいろな新しいトレンドが生じつつある時代なのかなという気がいたしますので。

【柳沢委員長】 はい、ありがとうございます。今のご発言を参考にさせていただきますが、特にほかにご発言ございませんか。それでは全体としては補強するという立場での非常にたくさんの貴重なご意見をいただきましたが、あとの取りまとめは恐縮ですが私と事務局にお任せいただくということでご了解いただきたいと思います。

【有田委員】 委員長、ちょっと。

【柳沢委員長】 はい、どうぞ。

【有田委員】 あのいろいろな条件をつけ加えていただいて、非常に細かく考慮いただいた報告だと思うんですけれども、そのために報告書のセンテンスが非常に長いのがあって、例えば48ページのところなんかだとワンセンテンスで6行とか7行とかですね、もしも最後におまとめになるとき、その辺ちょっとご配慮いただければ。

【柳沢委員長】 対外的に出していくという意味でも、読みやすさに、もう一回そういう観点でも目を通せというご指摘ですので、それも含めて対応させていただきたいと思います。

私の個人的な意見を一つだけちょっと。非常に読みやすくなったと思うんですが、願望なんです、先ほどの小田切先生のご発言のNPOの活動の財源の話なんですけれども、前回私がお話したのは財源だけではなくて、そのNPOの活動というものが成立している経済的な基盤のような観点で、何か様子がわかるようにならないかなど。もちろん補助金がどこから出ているとか、会費で運営されているとかいうことはその一つなんです、あるいは要するに参加している人が有償で参加している場合と、もうほとんど要するに無

償の労力提供ということで成り立っている活動であるとかそういうことも視野に入れて、ちょっと経済的な成り立ちの見取り図のようなものをそれぞれに持って、それがこのNPOというのはこんな構造になっているという、そういうようなイメージのことができないかなと思っていたんですが、やると結構大変なんで、(笑) これはもう願望です。

それからもう1点、低・未利用地の英国のバンクの制度の話との関連で、日本でもこれは非常に有効だという話がありましたが、55ページの真ん中あたりに個人情報との関係もあって公開については難しい面もあるというエクスキューズがあるんですけども、前のほうにあります遊休土地制度との関連で、できれば一定の期間以上、低・未利用になっているということがはっきりしているものについては、むしろ登録を義務づけるようなそういう制度的な対応の可能性というのが出てくるとすごく迫力があるなどは思ったんですけども。これはあまり簡単に書けることではありませんので、願望です。

それではもう1点、最後終わりなんですけれども、前回のご説明の時に対外的な啓発の書だというような位置づけですので、ぜひこれはでき上がったものについては印刷をして広く社会的に発信していただくということをお願いをして、終わりにさせていただきたいと思います。特に何かございますか。まだちょっと時間がありますので、おっしゃりたいことがありましたらどうぞ。

【岸井委員】 先ほど言ったことと関連するんですが、政策としてその地域コミュニティが土地を管理するということに焦点が当たっているのはよく理解できるんですが、地方自治体がそこに一枚ちゃんと責任を負うということが、もうちょっとどこかに少しあってもいいかなという印象が私としては持っていて、先ほどの話は全部そこに実は絡むんですけれども。一たんはそういうふうな受け皿として地方自治体の中に入ってつないであげるとというのが、ほんとうは一番実現しやすい方法ではないかというふうに思っています。

【柳沢委員長】 わかりました。よろしいでしょうか。それでは進行をお返しいたします。

【中村土地利用調整課長】 はい。どうもいろいろありがとうございました。先ほど委員長からございましたように中間取りまとめは、いただきましたご意見を踏まえて委員長と相談をして早急に完成版にいたしたいと思っております。それから7月5日の水曜日にこの小委員会の一つ上の、土地政策分科会の企画部会が開催される予定になっております。そこで柳沢委員長から中間取りまとめについてご報告をしていただく予定になっておりま

すので、ご紹介いたします。

それでは最後に閉会に当たりまして、土地・水資源局長の阿部よりごあいさつを申し上げます。局長よろしくお願いいいたします。

【阿部土地・水資源局長】 それでは閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。議論については前回やったので今日はもうシャンシャンかと思ったら、最後の最後まで大変、最後に至るまで熱心にご意見をいただきまして本当にありがとうございました。先生方の熱意を感じた次第でございます。

未利用地の問題というのはなかなか今まで政策としては取り上げられない、どうしても各省でやる場合でもポジティブな政策というのは割と前に行くんですけども、取り残されている部分の問題になっているんです。そういう問題というのはなかなかやろうと思ってもインセンティブがわからない。ですけれども、今後、人口減少社会、高齢化ということになりますと、その未利用地というのがどんどん広がることによって地域が崩壊していくおそれがあり、その地域の形が未利用地の賦存状況という形で地域により随分差が出てくるのではないかなと思うわけでございます。この先々わかりませんが、これからますます人口が減り、大都市の集中というのがまた続く可能性が高く、低・未利用地の問題は本当に国土全般の今後の大きな課題であると思って、私ども取り組んだわけでございます。

おかげさまで大変具体的な事例だとか、施策の方向もお出しいただき、私どもの考え方もご了承いただいた点もでございます。ぜひこれを基本にし、まずは今まで集めた事例を含めて今回の報告書をすべての地方公共団体に配布し、啓発していきたいと思っております。また、この問題というのはそう軽々には終わりませんので、今後とも引き続き低・未利用地の問題に取り組んでいきたいというふうに思っております。

土地・水資源局はなかなか具体の規制手法とか財政措置ということになりますとちょっと薄い面がありますけれども、いろいろな情報提供という形で各地方公共団体あるいは各省にも働きかけて、一つのムーブメントをつくっていく、そういう役割を果たしていきたいと思っております。今回ひとまず低・未利用地対策検討小委員会は幕を閉じさせていただきますけれども、今後引き続き様々な課題がやってまいりますので、今後とも土地行政についてもご高配を賜ればと思っております。

以上をもちまして、簡単でございますが、お礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

【中村土地利用調整課長】 それでは以上をもちまして終了にいたしたいと思います。
これまでの資料をとじたファイルを机の上に置いておりましたけれども、中間取りまとめの完成版と一緒に郵送させていただきたいと思います。要らないとおっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、(笑)せっかくの記念ですので送らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今後とも低・未利用地問題をはじめとして、いろいろとお世話になると思いますけれども、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

— 了 —